

議 事 録

令和４年１１月２９日（火）午後２時から福井市役所本館８階第８ＡＢ会議室において
１１月定例会が開催された。

○議事

１ 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第５２号議案	農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	原案どおり可決
第５３号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について	〃
第５４号議案	農地法第３条第１項の許可の申請について	〃
第５５号議案	農地法第５条第１項の許可の申請について	〃
第５６号議案	現況証明について	〃
第５７号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第５８号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	

２ 報告事項

報告番号	報 告 名
第５７号報告	農地法第１８条第６項の規定による解約の通知の確認について
第５８号報告	農地法第３条の３の規定による届出の確認について
第５９号報告	農地法施行規則第５３条第１４号の規定による転用の事業計画の確認について
第６０号報告	農地法第４条第１項第８号の規定による届出の確認について
第６１号報告	農地法第５条第１項第７号の規定による届出の確認について
第６２号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る３年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

３ その他

○出席委員 24名

1番	寺井	重治	(参与)
2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	
4番	前川	雅彦	
5番	小寺	辰夫	
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	(参与)
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
11番	清水	重勝	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	(参与)
18番	野路	直美	
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	
24番	田村	洋子	

○欠席委員 0名

○説明のため出席した者

農政企画課

主 査 海 道 久 史

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長	南	京	良	幸
局 次 長	今	田	文	尚
課長補佐	谷	口	智	樹
主 幹	松	本	光	司
副 主 幹	高	橋	里	佳
副 主 幹	三	木	真	人
主 査	岡	本	恵利	佳
主 査	前	田	大	貴

開 会 午後 2 時

(武澤会長挨拶)

議 長
(6 番
武澤会長)

それでは、ただ今から 11 月の定例会を開催いたします。
欠席委員はおりません。全員出席でございます。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第 18 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号 20 番衣目川委員、21 番廣部委員、ご両名よろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。
第 52 号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 52 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 52 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第 53 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
農政企画課

(第 53 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第 5 3 号議案について、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

したがって、第 5 3 号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画（案）に対しては異議なしと意見決定いたしました。

続きまして、第 5 4 号議案「農地法第 3 条第 1 項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 5 4 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第 5 4 号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第 5 5 号議案「農地法第 5 条第 1 項の許可の申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第 5 5 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 岩崎委員から報告をお願いします。

8 番

第 5 5 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

岩崎委員	調査日は、１１月１８日（金）、調査委員は私と山本会長職務代理者、地区担当委員１名と事務局３名の計６名で行いました。
	調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など妥当であり、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。 以上でございます。
議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第５５号議案を、原案どおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 なお、第５５号議案については、開発行為許可を条件に許可することとします。 続きまして、第５６号議案「現況証明について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	(第５６号議案 説明)
議 長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 岩崎委員から報告をお願いします。
８番 岩崎委員	第５６号議案に関する現地調査につきましてご報告します。 調査日は１１月１８日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員６名、事務局３名の合計１１名で実施しました。 調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。 以上でございます。
議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。 (特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 5 6 号議案を原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第 5 7 号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 5 7 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。

2 2 番
山本会長職務代理者

第 5 7 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は 1 1 月 1 8 日、私と岩崎委員、地区担当委員 1 名、事務局 3 名の合計 6 名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今事務局から説明のありましたとおりです。

また、現況及び周辺農地への影響から判断し、1 4 字 1 9 番の山林化した案件については、照会に対して、原状回復命令を行わないと回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

1 4 字 1 8 番、資材置場の案件については、地区委員とも協議を行い、原状回復命令を行わないと回答することが妥当との結論に至りましたが、審議をお願いします。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 5 7 号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、現状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第 5 8 号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第58号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。
(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第58号議案を、原案どおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局
長専決により処理した案件でございます。
それでは、第57号報告 ないし 第62号報告を、一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第57号報告ないし第62号報告 説明)

議 長

ただ今の報告事項に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

15番
浅川委員

15番浅川です。第62号報告6番の案件について、被相続人、相続人の住所が
鯖江市になっておりますが、経緯を教えてください。

事務局

住所は鯖江市でございますが、適用を受ける農地が福井市にございますので、福
井市の案件として上程されております。

議 長

当該土地の詳しい場所を教えてください。

事務局

下江尻町でございます。鯖江市と隣接している土地になります。

3番
伊藤義明委
員

備考欄に適用される土地の明細を記載してはどうか。

議 長

事務局にはそのようにお願いします。
他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。
続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、山本会長職務代理者よりお願いします。

22番
山本会長職
務代理者

本日の定例会は第52号議案から第58号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。また、第57号報告から第62号報告まで全て確認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、11月の定例会を閉会いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後3時